

社会福祉法人長野県共同募金会配分規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法に定めるもののほか、社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）が行う寄付金の配分について必要な事項を定めるものとする。

（配分の対象）

第2条 配分は、本県内において民間社会福祉事業を営む次の各号に掲げるもので、配分を受けることを希望し、かつ配分を受けるに相応しいものを対象とする。

- （1）社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人及び特定非営利活動法人
- （2）法人格は有していないが、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護活動、その他の社会福祉を目的とする事業を営営するもの（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く。）
- （3）その他、本会が特に必要と認めるもの

（配分事業の種類）

第3条 配分の対象となる事業は、次のとおりとする。

1 地域配分

- （1）地域の実情に応じた配分事業

2 広域配分

- （1）先駆的活動配分事業
- （2）重点配分事業
- （3）緊急・即応配分事業
- （4）NHK歳末たすけあい特別配分事業
- （5）その他本会が別に定める配分事業

（配分の原則）

第4条 配分は、前条に定める当該事業の配分要領等に基づき、募金年度の翌年度において実施する事業に対して行う。ただし、NHK歳末たすけあいに係る配分金、災害準備金取崩金による配分及びその他緊急の必要がある場合については、この限りではない。

（配分対象除外）

第5条 前条にかかわらず次の各号の一に該当する事業は配分の対象としない。

- （1）構成員の互助共済を主たる目的とする事業
- （2）特定の個人的活動又はそれに類する事業
- （3）事業の経営が、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業又は営利を目的に行っていると認められる事業

- (4) 経営の状況がその地域の寄付者から信頼されていない事業
- (5) 配分金以外の財源によって充当可能と認められる事業
- (6) 介護保険法の適用における指定介護保険事業（介護保険法でいう施設サービス以外の事業で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。）
- (7) 管理面の整備等自らの責任において措置することが適当と認められる事業
- (8) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされるもの
- (9) 土地の取得のための事業
- (10) 申請時に既に着手している事業
- (11) その他配分を不適当とみなされる事業

（配分の申請）

第6条 配分の申請は、本会が指定する日までに、別に定める申請書に必要な書類を添えて提出する。

2 配分申請書の提出後、申請事業内容又は資金計画等を変更するときは、速やかに本会に変更申請書を提出しなければならない。

（申請事業の審査）

第7条 本会は、前条の申請書の提出があったときは、申請に係る書類の審査を行うほか、必要に応じてヒアリング及び現地調査を行うものとする。

（配分計画）

第8条 配分計画は、社会福祉法第119条の規定に基づき、長野県社会福祉協議会の意見を聴取した上で、配分委員会の承認並びに理事会及び評議員会の議決を得て決定する。

（配分計画の調整）

第9条 当該年度の募金額が、前条に規定する配分計画の額に達しない場合は、配分委員会に諮り、所要の調整を行うものとする。

（配分決定）

第10条 配分を決定したときは、配分の条件を付して配分決定通知書により申請者に通知する。

（緊急配分事業の申請）

第11条 特別な事情により緊急に配分を希望する場合は、第6条の期限にかかわらず、その理由を付して「共同募金緊急配分申請書」（配分申請書の様式に準ずる）を本会に提出するものとする。

（配分金の交付請求）

第 12 条 申請者は、配分の決定を受け、配分金の交付を受けようとするときは、別に定める配分金交付請求書を本会に提出する。

（配分金の交付及び精算）

第 13 条 本会は、前条の配分金交付請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認の上、配分金を交付する。

2 受配者は、交付した配分額に余剰が生じる場合は、その額を本会に返還し精算するものとする。

3 本会は、返還された配分金を新たな計画に基づいて再び配分金に充てるものとする。

（配分金交付の条件）

第 14 条 配分金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を履行しなければならない。

（１）配分金は、配分に係る事業のために適正かつ効率的に使用し、寄附者の信頼に堪えるようにすること。

（２）配分に係る事業又は経理に関する書類の提出若しくはその内容の監査等に応ずること。

（３）共同募金の配分を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源とした事業であることを標識や印刷物等によって明示するほか、寄付者に対し広く周知すること。

（事業の実施報告）

第 15 条 配分金の交付を受けたものは、事業の完了後 30 日以内に別に定める実施報告書を本会に提出しなければならない。

（事業の監査）

第 16 条 本会は、配分金を交付したものについて、前条の報告書に基づき、事業実施結果の監査を行うものとする。

2 前条の監査は関係書類、その他必要な資料を提出させて行うほか必要であると認めるときは、実地に監査を行うものとする。

（配分物件の管理期間及び処分の制限）

第 17 条 配分金により取得した物件等の管理期間は、配分事業完了の翌年度の期首から起算する 5 年間とし、この間の処分を禁止する。ただし、やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、本会の承認を得なければならない。

2 管理期間終了後、配分金により取得した物件を処分した場合は、処分後速やかに本会に報告する。

（受配者の寄附金募集の禁止）

第 18 条 法令の定めるところにより、共同募金の配分を受けたものは、その配分を受けた後 1 年間はその事業の経営に必要な資金を得るために、いかなる名目のもとにも寄付金を募集してはならない。

(決定の取消し及び配分金の返還)

第 19 条 本会は、配分を決定した者又は配分金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、配分金の全部又は一部の決定を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 配分の対象となった事業を他の財源で実施したとき
- (3) 配分金を配分の対象となった事業以外の用途に使用したとき
- (4) 第 6 条第 2 項の規定によらずに、事業を実施したとき
- (5) その他第 10 条の条件に不履行があったとき

(委任)

第 20 条 この規程を実施するため、必要な事項は、会長が別にこれを定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前の配分金に係る行為は、すべてこの規程によりなされたものとみなす。
- 3 社会福祉法人長野県共同募金会配分規程（平成 19 年 4 月 1 日施行）及び共同募金配分実施細則（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 4 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。